

事 務 連 絡  
令和2年4月23日

国土交通省住宅局  
住宅総合整備課関係法人 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について(依頼)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされており、これまでも在宅勤務(テレワーク)等の強力な推進をお願いしているところです。

こうした中、昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(以下「提言」という。)が取りまとめられました。

提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人の距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。また、人と人の接触機会の削減に向けたテレワーク等の推進や、出勤が避けられない職場における換気の徹底等の必要性についても言及されているところです。

つきましては、今回の提言等を踏まえ、貴法人において、提言における「10のポイント」も活用しながら、より一層の接触機会低減に取り組んでいただくとともに、貴法人所属会員に対しても、その旨周知をお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及び

「人との接触を8割減らす、10のポイント」

(厚生労働省HP) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)